

菊川市立内田小学校 いじめ防止基本方針【令和7年度版】

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（いじめ防止対策推進法）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導・いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当担任、特別支援コーディネーター、（スクールカウンセラー）からなり、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 役割

校長	基本方針の策定指針 重大事態への対応及び市教育委員会に報告 職員への指導助言
教頭	記録集約 マスコミ対応 外部機関対応
生徒指導主任	基本方針の策定 公開 見直し 対策委員会の進行 相談の対応・ 集約 毎月末にえがおいっぱいアンケートの実施
教務主任	チャレンジいっぱいアンケート（児童） 保護者アンケートの実施 対 策委員会の日程調整
養護教諭	登校渋りや保健室来室での子供の実態把握 情報伝達
該当担任	該当児童の実態把握 保護者との連絡、報告
特別支援コディ ネーター	被害児童、加害児童に対する特別支援の必要性及び具体策の提示
スクールカウンセラー	被害児童、加害児童及び保護者からの情報収集と心のケア

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

児童一人一人が成就感や充実感をもてるように、わかる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

ア 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

イ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 子どもを知る会

年1回、生徒指導上配慮が必要な児童の実態を掴み、同一歩調で対応できるよう共通理解を図る。年度初めに行う

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域との連携

ア 児童、保護者、地域、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者や地域からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

イ 学舎運営委員会を年2回実施し、いじめ防止基本方針の点検、見直しを図る。

(2) 「えがおいっぱいアンケート」の実施

月末に「えがおいっぱいアンケート」を実施し、気になる子に対して指導を行う。1・2学期末は、学校アンケートの下部に欄を設け、「えがおいっぱいアンケート」を兼ねる。

(3) 日常観察・日記指導

授業中だけでなく休み時間等様々な活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人の日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 教育相談

担任による教育相談日は特に設定しないが、希望制保護者面談(4月)、保護者面談(9月)を設定し、常に保護者が相談しやすい体制づくりをする。スクールカウンセラーの教育相談日は月に1~2回設定し、希望者に対し行う。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 いじめ問題記録の共有化

(1) 被害者氏名

(2) いじめの状況

いじめの事実の有無、いじめの態様、加害者・周囲の子供たち・保護者の状況、いじめの発端、いじめ発覚のきっかけ等

(3) 報告状況(「問題行動・事故の概要」の活用)

いつ、どこで、誰が、誰に、どのような内容で報告したか等

(4) 対応及び対策内容

被害児童への対応内容、加害児童への対応内容、保護者への対応内容等

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（いじめ防止対策推進法）

(2) 重大事態への対応

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 いじめ防止等の対策のための年間計画

4月	授業参観 希望制保護者面談 えがおいっぱいアンケート	10月	授業参観 えがおいっぱいアンケート 民生児童委員懇談会
5月	えがおいっぱいアンケート 子どもを知る会	11月	えがおいっぱいアンケート
6月	えがおいっぱいアンケート	12月	児童・保護者アンケート
7月	児童・保護者アンケート 授業参観	1月	えがおいっぱいアンケート
8月		2月	授業参観 えがおいっぱいアンケート
9月	えがおいっぱいアンケート 保護者面談	3月	